

No.1 ○豊明市議会定例会9月定例会月議会会議録(第1号)

平成25年8月27日

1. 出席議員

1番	川上 裕 議員	2番	毛 受明宏 議員
3番	近藤 千鶴 議員	4番	近藤 善人 議員
5番	近藤 恵子 議員	6番	藤江 真理子 議員
7番	近藤 郁子 議員	8番	三浦 桂司 議員
9番	一色 美智子 議員	10番	杉浦 光男 議員
11番	早川 直彦 議員	12番	山盛 左千江 議員
13番	平野 龍司 議員	14番	平野 敬祐 議員
15番	村山 金敏 議員	16番	安井 明 議員
17番	月岡 修一 議員	18番	堀田 勝司 議員
19番	前山 美恵子 議員	20番	伊藤 清 議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	浜島 吉孝君	議事課長	石川 晃二君
議事課長補佐	馬場 秀樹君	議事課主査	花井 悟之君
兼議事担当係長			

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	石川 英明君	副市長	小浮 正典君
教育長	市野 光信君	行政経営部長	伏屋 一幸君
市民生活部長	石川 順一君	健康福祉部長	原田 一也君
経済建設部長	横山 孝三君	消防長	成田 泰彦君
教育部長	津田 潔君	企画政策課長	小串 真美君
財政課長	吉井 徹也君	総務防災課長	相羽 喜次君
高齢者福祉課長	浅田 利一君	保険医療課長	加藤 賢司君
都市計画課長	堀田 彰君	環境課長	土屋 正典君
会計管理者	深谷 義己君	代表監査委員	古橋 洋一君
兼出納室長			
監査委員事務局長	阪野 正男君		

5. 議事日程

(1) 会議録署名議員の指名

(2) 諸報告

(3) 報告第 11 号 健全化判断比率の報告について

(4) 認定議案上程・提案説明

認定議案第 1 号 平成 24 年度豊明市一般会計歳入歳出決算認定について

認定議案第 2 号 平成 24 年度豊明市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第 3 号 平成 24 年度豊明市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第 4 号 平成 24 年度豊明市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第 5 号 平成 24 年度豊明市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第 6 号 平成 24 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第 7 号 平成 24 年度豊明市有料駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第 8 号 平成 24 年度豊明市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第 9 号 平成 24 年度豊明市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

(5) 議案上程・提案説明

議案第 45 号 工事請負契約の締結について(庁舎耐震補強等工事)

議案第 46 号 工事請負契約の締結について(福祉体育館耐震改修工事)

議案第 47 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第 48 号 豊明市税条例の一部改正について

議案第 49 号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第 50 号 豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第 51 号 豊明市介護保険条例の一部改正について

議案第 52 号 豊明市農村集落家庭排水施設事業受益者分担に関する条例の一部改正について

議案第 53 号 豊明市公共下水道事業区域外流入受益者分担に関する条例の一部改正について

議案第 54 号 豊明市火災予防条例の一部改正について

議案第 55 号 平成 25 年度豊明市一般会計補正予算(第 3 号)について

議案第 56 号 平成 25 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
議案第 57 号 平成 25 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につ
いて

6. 本日の会議に付した案件

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 諸報告
- (3) 報告第 11 号
- (4) 認定議案上程・提案説明
認定議案第1号から認定議案第9号まで
- (5) 議案上程・提案説明
議案第 45 号から議案第 57 号まで
- (6) 請願第1号 国に対し「現段階での消費税の増税は中止することを求める意見書」
の提出を求める請願

午前10時開議

No.2 ○議長(伊藤 清議員)

皆さんおはようございます。

本日、平成 25 年9月定例月議会が開催されるに当たり、定刻にご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 25 年9月定例月議会を開きます。

市長より挨拶を願います。

石川市長。

No.3 ○市長(石川英明君)

皆さんおはようございます。

本日、平成 25 年9月定例月議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

先の参議院選挙では、事前のマスコミの予想どおり自民党が大勝しまして、公明党と合わせ、参議院での過半数を確保しました。

この選挙結果は、景気回復などに対する有権者の強い期待のあらわれかと思いますが、半面、原発推進、集団的自衛権の行使、憲法9条の改正、社会保障制度の見直しなど、大多数の国民の意向に反する安倍内閣の選挙後の動きには、厳しい監視と批判が必要になってくると思います。

特に消費税増税については、国の借金が 1,000 兆円を超える中で、現行の社会保障を

維持していく上で緊急に取り組まなくてはならない課題である一方、増税により公共事業が再び膨張したり、庶民の生活を圧迫して個人消費が低迷し、回復基調にある経済に冷や水を浴びせる結果になるなどの懸念をめぐり去ることができません。

一方、国では、歳出削減のため、今後は地方交付税を初め、我々地方自治体に対する国の支援である補助金や交付金などを、現在の水準から引き下げること十分に予想されます。

各自治体においては、これまで以上に業務の見直しや固定経費の削減が迫られることになりそうであります。

こうした厳しい情勢の中で、我々自治体は、業務のクオリティーを低下させることなく、市民生活の向上に向け努力しなくてはなりません。

日々遂行する膨大な業務について、自前で行うもの、民間で行うもの、市民の方々に協力していただくものを改めて整理した上で、市民活動への積極的支援や、民間ノウハウの主体的な活用を行いながら、必要ある業務については人的・財政的支援を重点的に配分し、住民の皆さんに、クオリティーが高く安心できる行政サービスを受けていただけるようにしなくてはならないと考えております。

今後、こうしたことについては、新年度予算策定の中で、職員の英知を結集しつつ、鋭意努力してまいります。

議員各位におかれましては、これまで以上に大所高所からのご提言やご協力をいただきますよう、この場をおかりしてお願いをいたします。

さて、本日、本定例月議会に上程をさせていただきました案件は、報告案件1件を初め、認定議案9件、条例等案件8件、補正予算案件3件、その他案件2件の、合計 23 議案でございます。

いずれの案件も、十分ご審議を賜りまして、全ての案件をお認めいただきますようお願いを申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

No.4 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

今定例月議会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

堀田勝司議会運営委員長。

No.5 ○議会運営委員長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

議長より指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

今9月定例月議会の運営について、去る8月21日に委員会を開催し協議をいたしました

が、その結果につきましては、既に皆さんに文書でお知らせしてありますので、主な事項のみご報告をいたします。

初めに、本9月定例月議会の日程につきましては、お手元に配付されております会議日程表のとおり、本日から9月26日までの31日間とし、一般質問につきましては、14名の議員から通告がありましたので、9月2日から9月4日までの3日間を質問日に充て、9月2日及び9月3日にそれぞれ5名ずつ質問を行い、9月4日に4名の質問を行うことといたしました。

次に、付議案件の取り扱いについてであります。報告案件1件につきましては、理事者より報告を受けた後に質疑を行います。

また、認定議案9件につきましては、お手元に配付されております決算審査基準のとおり、提案説明・質疑・討論を一括して行い、採決のみ各認定議案ごとに行う運びとなりますので、ご留意を願います。

さらに、認定議案9件は、9月6日の本会議において特別委員会を設置して付託することとし、議案第45号から議案第57号までにつきましては、所管の各委員会に付託することといたしました。

なお、陳情につきましては、お手元に配付されておりますとおり、陳情第2号から陳情第4号までの3件は福祉文教委員会に付託し、その他の3件は参考配付といたしました。

続いて、お手元に配付されております請願第1号につきましては、本日の予定議事の終了後に日程に追加することとし、趣旨説明の後、総務委員会に付託することといたしました。

また、通告期限につきましては、議案等質疑の通告が9月4日の午後5時まで、委員会付託をされました議案等に対する討論の通告が9月25日の正午まででありますので、お間違いのないようにご留意を願います。

最後に、今9月定例月議会の一部を録画放映することといたしましたので、ご承知願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.6 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

ただいま報告がありましたとおり、今定例月議会の議会期間は、お手元に配付をいたしました会議日程表のとおり、本日から9月26日までの31日間といたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第 88 条の規定により、今定例月議会の会議録署名議員に、6 番藤江真理子議員と14番 平野敬祐議員を指名いたします。

日程2、諸報告に入ります。

初めに、監査の結果について代表監査委員より報告を願います。

古橋代表監査委員。

No.7 ○代表監査委員(古橋洋一君)

ご指名をいただきましたので、例月出納検査及び定例監査等の監査の結果報告の補足説明を申し上げます。

初めに、地方自治法第 235 条の2第1項の規定により、例月出納検査を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、提出書の検査の対象欄に記載されておりますように、会計管理者所管に係る現金の平成 25 年4月から同年6月までの各月末日現在の出納保管の状況を、平成 25 年5月 28 日、6月 24 日、7月 22 日に、それぞれ関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係帳簿と指定金融機関等の残高証明書により、照合調査をいたしましたものでございます。

検査の結果につきましては、一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金は、適正に処理されていることを認めるものでございます。

続きまして、地方自治法第 199 条第1項、第2項及び第4項の規定により、定例監査等を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、予算の執行並びに事務事業の実施状況について、保険医療課、図書館、健康推進課を5月に、高齢者福祉課、社会福祉課を6月に監査したものでございます。

なお、監査の結果につきましては、5月に実施した保険医療課においては、住民基本台帳法改正に伴うシステム改修業務の契約締結において、必要な手続がなされていないので留意されたいという件。

図書館においては、清掃業務委託の受注業者が提出した書類において、適切な受付処理がなされていないので留意されたいという件。

それから健康推進課においては、がん検診無料クーポン券印刷業務の見積徴集事務において、見積徴集結果表の記載に不備が見受けられたので留意されたいという件。

さらに、6月に実施しました高齢者福祉課においては、「大人の学校事業」の契約締結伺いにおいて、事務手続の一部に不備が見られたので留意されたいという件。

社会福祉課においては、豊明市総合福祉会館の行政財産目的外使用許可申請書について、添付資料に不備が見受けられたので留意されたいという件でございます。

これらの指摘については、各課において速やかに適正な処理をさせたもの、また今後

において留意されたいというものでございます。

その他につきましては、総体的に適切な処理がなされているものと認めたものであります。

なお、例月出納検査及び定例監査等の詳細については、提出書のとおりでございますので、ご一読いただきたいと思います。

以上でございます。

No.8 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

続いて、今定例月議会の開催通知日までに受理した陳情について報告いたします。

お手元に配付をいたしました陳情付託表のとおり、陳情第2号から陳情第4号までの3件は福祉文教委員会に付託し、その他については参考配付といたします。

この際、お諮りいたします。ただいま付託いたしました陳情3件については、豊明市議会会議規則第44条第1項の規定により、9月26日までを審査期限といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.9 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま付託いたしました陳情3件については、9月26日までを審査期限といたします。

次に、去る6月定例月議会において議決されました友好自治体議員合同研修会への議員の派遣については、お手元に配付をいたしましたとおり終了したことを報告いたします。

以上で諸報告を終わります。

日程3、報告第11号を議題といたします。

報告第11号について理事者より報告を求めます。

伏屋行政経営部長。

No.10 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

報告第11号 健全化判断比率の報告についてご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、平成24年度における豊明市の財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、監査委員の審査に付し、その意見書をつけて別添のとおり報告するものでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、次のページをお願いいたします。

1の実質赤字比率は、平成24年度の一般会計に土地取得特別会計と墓園事業特別会

計を加えた普通会計でございます。

その収支の赤字額の標準財政規模に対する割合を示すものでございます。

イエローカードに当たります早期健全化基準は 13%、それより状況が悪くなったレッドカードに当たります財政再生基準は 20%でございます。

本市の場合は、マイナス 10.32%、つまり 10.32%の黒字となります。

額にいたしますと 12 億 9,229 万 7,000 円であり、赤字ではありませんので、バーで表示をされております。

2の連結実質赤字比率は、24 年度の一般会計及び全ての特別会計を含めました全会計の収支の赤字比率を示すものでございます。

早期健全化基準は 18%、財政再生基準は 30%でございます。

こちらのほうもマイナス 13.91、13.91%の黒字でございます、額は 17 億 4,142 万 7,000 円の黒字でありますので、バーで表示をされております。

3の実質公債比率は、一般会計や特別会計などの地方債の償還に充てたものの比率でございます、平成 22、23、24 年度の3カ年の平均であり、早期健全化基準は 25%、財政再生基準は 35%であり、本市の数値は 3.3%でございます。

4の将来負担比率は、本市が将来負担する地方債、組合の負担見込み、土地開発公社の債務負担などの負担に、基金など充当可能財源を考慮し、標準財政規模を基本とした額に対する比率で、早期健全化基準は 350%で、本市の数値はマイナス 7.1%として黒字であり、大幅に下回っております。

5の公営企業における資金不足比率は、本市の公営企業であります下水道事業特別会計、農村集落家庭排水施設特別会計の資金不足比率でございます。

下水道事業特別会計は 4,502 万 4,000 円の余剰額、農村集落家庭排水施設特別会計は 1,334 万 4,000 円の余剰額であり、資金不足は生じておりませんので、バーで表示をされております。

なお、一般会計からの平成 24 年度の繰り出しは、下水道事業特別会計には 6 億 7,116 万 5,000 円を、農村集落家庭排水施設特別会計には 870 万 1,000 円を繰り出した結果の黒字数値であることを申し添えまして、説明を終わります。

No.11 ○議長(伊藤 清議員)

理事者の報告は終わりました。

ただいまの報告について、質疑のある方は挙手を願います。

早川直彦議員。

No.12 ○11番(早川直彦議員)

それでは、報告第 11 号 健全化判断比率の報告についてお聞きします。

実質赤字比率については、平成 22 年度がマイナス 5.96%から、23 年度がマイナス 9.68%、24 年度がマイナス 10.32%、連結実質赤字比率については、22 年度がマイナス 9.27、23 年度がマイナス 12.63、平成 24 年度がマイナス 13.91、実質公債比率については、平成 22 年度が 4.9%、23 年度が 4%、24 年度が 3.3%、将来負担比率は、平成 22 年が 1.1%、23 年度がマイナス 3.4%、24 年度がマイナス 7.1%となり、この数字を見る限り、豊明市の財政は昨年度より健全化の方向に向かっているという数値であります。

そこでお伺いしますが、この結果について市はどのように捉えていますか。

また、どのように分析したのかお聞かせください。

No.13 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.14 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

今、議員がおっしゃったように、少しずつよくなってきております。

しかしながら、今後の長期の負担といたしますか、施設の改修を含めると、相当な金額がかかるといふように分析をしております、より健全化を図って、基金等で準備をして、来るべき時に備えていくというふうを考えております。

以上です。

No.15 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

早川直彦議員。

No.16 ○11番(早川直彦議員)

この健全化判断比率、他の近隣市町との分析はしているのでしょうか。豊明市が近隣市と比べてどのような位置にあるのか。

もう一点、実質公債比率の計算式に算入する1つに、公債費に準ずる債務負担行為にかかわるものというのがあります。この数字は、実質公債比率に大きく影響する1つであります。

本市の平成 24 年度には、債務負担行為があったのかどうか。あれば、どの事業で、金額は幾らなのか、お聞かせください。

No.17 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.18 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

ご質問を2ついただきました。

まず、1つ目のご質問でございますが、県下の状況がまだ数字として届いておりません。今、昨年のをちょっと調べさせております。

そして、2つ目のご質問の、債務負担行為があるかということでございますが、通常、土地開発公社で新規事業で購入するものと、債務負担行為の手続をしていくわけですが、昨年まではございませんでしたので、24年度についてはそういったものが含まれていない、0円ということになります。

以上です。

No.19 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

以上で日程3を終わります。

日程4、認定議案上程・提案説明に入ります。

認定議案第1号から認定議案第9号までの9件を一括議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

小浮副市長。

No.20 ○副市長(小浮正典君)

認定議案のご説明をいたします。

認定議案第1号から第9号までにつきましては、平成24年度一般会計及び各特別会計への歳入歳出決算でございます。

平成24年度豊明市歳入歳出決算書の2ページをお開きいただけますでしょうか。

この2ページには、平成24年度豊明市会計別決算統括表が掲載されております。表の左から4列目、決算額の欄に沿って、一番上段の一般会計から順にご説明いたします。

まず一般会計は、歳入192億9,356万7,253円、歳出179億367万9,047円で、歳入歳出差引残額は13億8,988万8,206円です。

続いて、特別会計に移ります。

国民健康保険特別会計は、歳入69億3,332万6,972円、歳出66億5,266万45円で、差引残額は2億8,066万6,927円です。

次に下水道事業特別会計は、歳入14億7,229万6,612円、歳出14億2,725万7,957円で、差引残額は4,503万8,655円です。

次に土地取得特別会計は、歳入1,966万7,152円、歳出も同額の1,966万7,152円で、

差引残額は0円であります。

次に墓園事業特別会計は、歳入 5,348 万 1,583 円、歳出 2,833 万 7,008 円で、差引残額は 2,514 万 4,575 円であります。

次に農村集落家庭排水施設特別会計は、歳入 8,173 万 1,516 円、歳出 6,838 万 6,032 円で、差引残額は 1,334 万 5,484 円であります。

次に有料駐車場事業特別会計は、歳入 5,676 万 8,592 円、歳出 5,469 万 6,458 円で、差引残額は 207 万 2,134 円であります。

次に介護保険特別会計は、歳入 34 億 8,985 万 9,495 円、歳出 33 億 8,845 万 1,411 円で、差引残額は 1 億 140 万 8,084 円であります。

特別会計の最後として、後期高齢者医療特別会計は、歳入 6 億 8,278 万 1,854 円、歳出 6 億 7,616 万 8,189 円で、差引残額は 661 万 3,665 円であります。

そして一般会計、特別会計のこれらの総合計は、歳入 320 億 8,348 万 1,029 円、歳出 302 億 1,930 万 3,299 円で、歳入歳出差引残額は 18 億 6,417 万 7,730 円となります。

以上の歳入歳出決算書に加えまして、主要施策の成果及び予算執行の実績報告書、それと監査委員の審査意見書を添えましてご提案しております。

よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

No.21 ○議長(伊藤 清議員)

提案理由の説明は終わりました。

続いて、代表監査委員より決算審査の結果について報告を願います。

古橋代表監査委員。

No.22 ○代表監査委員(古橋洋一君)

ただいま、議長よりご指名がございましたので、監査委員を代表しまして、平成 24 年度豊明市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査の結果と意見を申し上げます。

審査の対象としましては、平成 24 年度一般会計及び国民健康保険、下水道事業、土地取得、墓園事業、農村集落家庭排水施設、有料駐車場事業、介護保険、後期高齢者医療の 8 特別会計と土地開発基金であります。

次に、審査の期間は、平成 25 年 6 月 20 日から同年 7 月 19 日まで実施し、審査の方法につきましては、地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づき、審査に付された決算書及びそれに伴う調書について、歳入簿、歳出簿、その他関係諸帳簿、証書類を調査照合するとともに、関係職員の説明を聴取して、決算計数の正確性、予算の執行状況の適否について審査いたしました。

その結果について申し上げますと、各会計の歳入歳出決算書及びその他の調書は、いずれもその計数は正確であり、決算の内容及び予算の執行状況も正確に表示されており、財政はおおむね適切に運営されているものと認められました。

なお、各会計に対する審査の内容につきましては、お手元に配付させていただきました平成24年度豊明市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書のとおりでございます。

次に、総体的な意見を述べますが、金額につきましてはおよその金額で申し上げます。

我が国の経済は、震災から復興需要や政策効果の発現により、夏場にかけて景気回復に向けた動きが見られましたが、世界経済の減速等を背景に、輸出、生産を初めとして下降傾向を示す指標がふえ、景気は急速に弱い動きとなっていった状況にあります。

こうした経済情勢にあつて、本市の決算状況としまして、一般会計・特別会計の決算総額は、歳入320億8,300万円余り、歳出302億1,900万円余りとなっており、形式収支は18億6,400万円余りの黒字であります。

一般会計における実質収支額は12億6,700万円余り、特別会計においては4億7,400万円余りと、それぞれ黒字を計上しております。

また、単年度収支については、一般会計で9,100万円余りの黒字、特別会計では9,500万円余りの黒字であり、全会計の決算総額の単年度収支については、1億8,600万円余りの黒字であります。

歳入については、一般会計及び特別会計合わせて前年度と比較しますと6億2,100万円余り、2%の増収であります。

主な要因は、地方交付税のうち普通交付税が昨年度と比較して1,300万円余り、1.3%の増収となっております。

また、自主財源の根幹である市税は、依然、雇用環境が厳しいところですが、一時、景気の回復が見られたことから、個人市民税では8,700万円余りの増収であり、法人市民税では1億5,600万円の増収となっております。

次に、市債の状況であります。平成24年度末現在高は218億900万円余りで、前年度と比較して5億6,900万円余り、2.5%の減少となっております。

なお、一般会計では収入未済額が5億6,500万円余り、不納欠損額が3,000万円余り、特別会計では収入未済額が6億7,200万円余り、不納欠損額が5,700万円余りとなっております。

これらについては、その要因を分析した上で、収入未済額、不納欠損額が解消されるよう検討を重ね、負担の公平と自主財源の安定確保に一層の努力をしていただきたいと思います。

歳出については、一般会計及び特別会計を合わせて前年度と比較しますと、3億1,300万円余り、1%の増加であります。

主な要因としまして、一般会計から国民健康保険特別会計への繰出金の増加によるも

のであります。

以上のような決算内容にあつて、今後においても財政状況は厳しいものであると予測されますので、各種施策の十分な検討と慎重な選択をされますとともに、歳入における自主財源の確実な確保のために、なお一層の努力や工夫をされること。

また、各種委託料、補助金、工事請負費を初めとする歳出においては、事業の目的、事業内容等の精査による見直し、点検を図るなどして、適切かつ有効な執行をされ、財政の健全性を常に意識された行財政運営に取り組みられることを要望して、審査意見といたします。

以上でございます。

No.23 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

以上で認定議案の説明を終わります。

日程5、議案上程・提案説明に入ります。

議案第 45 号から議案第 57 号までの 13 議案を一括議題といたします。

初めに、議案第 45 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

石川市民生活部長。

No.24 ○市民生活部長(石川順一君)

それでは、議案第 45 号のご説明を申し上げます。

工事請負契約の締結について。

下記のとおり工事請負契約を締結するものでございます。

- 1 工 事 名 庁舎耐震補強工事
- 2 工 事 場 所 豊明市新田町子持松地内
- 3 工事の概要 鉄筋コンクリート造、地上4階地下1階建て
延面積 7,299 平方メートル
- 4 請負契約金額 8億 430 万円
- 5 請負契約者 名古屋市中区丸の内一丁目8番 20 号
株式会社安藤・間名古屋支店
執行役員支店長 前原弘光
- 6 契約の方法 事後審査型制限付き一般競争入札

この案を提出いたしますのは、庁舎耐震補強工事施工のため必要であるからでございます。

それでは、本日机上配付をさせていただきました資料ナンバー1をごらんいただけますでしょうか。

本庁舎につきましては、鉄筋コンクリート造、地上4階地下1階建てで、述べ床面積 7,299 平方メートルでございます。

昭和 47 年建築で、平成 16 年に一部改築を行っております。

今回の工事の工期については、今議会でお認めをいただいた後、9月 30 日に本契約を予定し、10月1日から平成 28 年3月末までの 30 カ月を予定しております。

この工事を行うことにより、IS値(耐震指標)を 0.3 から 0.9 に引き上げるものでございます。

次に、工事概要についてご説明いたします。

今回の工事は、大きく分けまして建築工事、電気設備工事、機械設備工事で、建築工事につきましては、PCアウトフレーム工法を主とした構造体の耐震補強を行い、構造体の工事に合わせまして天井、窓ガラスなどの非構造部材の改修補強を行ってまいります。

電気設備工事は、天井、壁の補強に伴い、照明器具、コンセント類などの弱電設備の改修を行ってまいります。

機械設備工事では、ホールの空調機器、衛生器具、給排水設備の改修を行ってまいります。

工事に伴いまして事務を継続して行うため、事務室の一部を間仕切りなどの仮設を行い、該当課につきましては、中央公民館ホールまたは会議室の一部で事務を継続してまいる計画でございます。

以上で議案第 45 号の説明を終わります。

No.25 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第 46 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

津田教育部長。

No.26 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、議案第 46 号についてご説明いたします。

工事請負契約の締結について。

下記のとおり工事請負契約を締結するものでございます。

記といたしまして、1、工事名は、福祉体育館耐震改修工事であります。

2、工事場所は、豊明市西川町笹原地内。

3、工事の概要についてご説明いたします。

建物の構造は、鉄骨鉄筋コンクリート造地上4階建て、述べ床面積は 7,840.74 平方メートルでございます。

具体的に工事の概要をご説明いたしますので、本日別にお配りいたしました資料2の裏面、福祉体育館の平面図がついておりますので、こちらもあわせてごらんください。

それでは、工事の概要ですが、福祉体育館は、昭和 52 年 10 月に竣工して、ことしで築 36 年を迎えております。

今回、耐震補強工事を行うことで、IS 値(耐震指標)を 0.29 から 0.8 まで引き上げるものでございます。

工事の概要としましては、建物の耐震補強として、1階東側の壁面、児童館の遊戯室付近に2カ所、そして同じく1階南側の壁面、老人福祉センターの娯楽室付近に2カ所、計4カ所の外壁補強を行います。補強の方法は、小中学校で実績のあります外付鋼板内蔵RCブレース補強工法、通称ピタコラム工法とっておりますが、この工法で行います。

また、2階のアリーナの骨組みの屋根面の鉄骨ブレース、こちらについても補強を行い、耐震度を増します。

さらに非構造部材としまして、耐震化工事のアリーナの耐震天井の改修工事、ガラスの飛散防止フィルム張り、外壁クラック等の改修、エレベーター耐震工事などをあわせて行います。

そのほかにも、体育館の大屋根、体育館の金属屋根の改修、バルコニー防水改修工事などもあわせて行います。

工事は来年の3月 14 日を完了に予定しております。

それでは、もう一度、議案書のほうにお戻りいただきまして、4番目の請負契約金額であります、2億 4,832 万 5,000 円であります。

5の請負契約者は、豊明市西川町笹原 15 番地 1、山旺建設株式会社豊明支店、常務取締役支店長 角岡信也。

6、契約の方法は、事後審査型制限付き一般競争入札でございます。

この案を提出いたしますのは、福祉体育館耐震改修工事施工のために必要があるからでございます。

以上でご説明を終わります。

No.27 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第 47 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

伏屋行政経営部長。

No.28 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

議案第 47 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

この案を提出いたしますのは、公職選挙法の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正する必要があるからでございます。

それでは、主な内容の説明をいたしますので、1枚おめくりください。

この改正は、平成 25 年 6 月 30 日施行の公職選挙法の改正に伴い、成年被後見人の選挙権、被選挙権が回復されておりますので、条例の別表を改正するものでございます。

この改正では、選挙の公正な実施を確保するため、代理投票において選挙人の投票を補助すべき者が投票に係る事務に従事する者に限定されたこと、病院、老人福祉施設などにおける不在者投票について、外部立会人を立ち合わせるなど公正な実施確保の努力義務規定が設けられております。

各施設管理者から市選挙管理委員会に外部立会人の依頼がされた際の報酬を定めたものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものといたします。

以上で説明を終わります。

No.29 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第 48 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

石川市民生活部長。

No.30 ○市民生活部長(石川順一君)

それでは、議案第 48 号 豊明市税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

この案を提出いたしますのは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからでございます。

今回の改正は、大きく主に 6 点ございます。

1 点目は、市民税の都道府県または市町村に対する寄附金控除について、所得税との調整を図るものでございます。

2 点目は、延滞金の利率を引き下げるものでございます。

3 点目、公益法人等に係る課税の特例を改正するものでございます。

4 点目は、住宅取得控除の適用期限の延長と控除額の拡充をするものでございます。

5 点目は、東日本大震災で居住用の家屋が滅失した場合の長期譲渡所得の特例を見直すものでございます。

6 点目は、東日本大震災で居住用の家屋が滅失した場合の住宅借入金等特別税額控除額の拡充をするものでございます。

それでは、内容を説明いたしますので、1 枚おめくりいただけますでしょうか。

まず、3 行目でございます。第 33 条の 7 第 2 項は、市民税に関する改正で、平成 25 年度から復興特別所得税が課税されることに伴い、都道府県または市町村に対するいわゆるふるさと寄附金の個人の寄附金税額控除について、所得税の限界税率に復興特別所得税 100 分の 2.1 を乗じて得た率を加算することで、所得税と市民税の控除額の調整を図るものでございます。

次に、上から5行目、附則第3条の2でございます。これは、延滞金の割合等を見直すものでございます。現在の14.6%から、特例により特例基準割合プラス7.3%に引き下げるものでございます。

なお、この特例基準割合とは、財務大臣が告示する割合で、国内銀行の貸出約定金利の年平均に1%を加算した割合でございます。

直近では、平均金利が1%でございますので、特定基準割合は2%となり、延滞金の利率は9.3%に引き下げられることになります。

また、これによりまして、納期限後1カ月以内の延滞金は、現在の4.3%から3.0%に引き下げになります。

最下行、附則第4条の2でございます。こちらは、幼稚園または保育所等を設置している公益法人が、幼保連携型の認定こども園設置のために寄附財産を他の公益法人に贈与する場合に、届け出により非課税特例を継続適用できるものでございます。

1枚おめくりいただけますでしょうか。

1行目の附則第7条の3の2は、住宅取得控除の適用期限について、平成26年1月から平成29年末までに4年間延長し、そのうち平成26年4月から平成29年末までについては、控除額の限度額を5万8,500円から8万1,900円に拡大するものでございます。

その下の上から9行目になります。附則第22条の2につきましては、東日本大震災により居住用家屋が滅失した者の相続人、これは家屋に居住していた者に限りませんが、当該家屋の敷地であった土地を譲渡した場合、相続人は被相続人がその家屋を取得していた日から所有していたものとみなして、長期譲渡所得の課税の特例を受けることができるものとするものでございます。

2枚おめくりいただけますでしょうか。

5行目、附則第23条第1項でございます。これは、東日本大震災により自己の居住用家屋が滅失して居住することができなくなった納税義務者が、住宅の再取得または増改築をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等特別税額控除の控除額の限度額を、5万8,500円から8万1,900円に拡充するものでございます。

附則といたしまして、施行期日は、平成26年の1月1日でございます。

ただし、住宅借入金等特別控除に関する部分については、平成27年1月1日からの施行でございます。

第2条、第3条は、経過措置に関する規定でございます。

以上で議案第48号の説明を終わります。

No.31 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第49号について理事者より提案理由の説明を求めます。

加藤保険医療課長。

No.32 ○保険医療課長(加藤賢司君)

それでは、議案第 49 号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。

豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものであります。

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い必要があるからであります。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、1枚おめくりください。

このたびの改正は、地方税法が改正され、東日本大震災により被災された国民健康保険加入者の居住用財産の敷地に係る譲渡期限を延長する特例規定について、その敷地の相続人についても適用を受けることができるようになったため、条例の整備を行うものでございます。

まず、地方税法の附則第 44 条の 2 第 3 項が改正をされ、3 項が 4 項に、さらに新たに 5 項も追加をされましたので、引用条項を修正するものでございます。

次に、地方税法附則 4 項中で引用する租税特別措置法についても、引用条項が変更され、第 36 条から 35 条第 1 項となりましたので、変更を行うものでございます。

この改正につきましては、平成 26 年 1 月 1 日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

No.33 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第 50 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

加藤保険医療課長。

No.34 ○保険医療課長(加藤賢司君)

それでは、議案第 50 号 豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてをご説明いたします。

豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものであります。

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い必要があるからであります。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、1枚おめくりください。

このたびの改正は、地方税法の一部が改正をされ、延滞金の割合の見直しがされたため、豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正し、保険料の延滞金の割合を引き下げるものであります。

現行では、延滞金の割合は 14.6%ですが、納期後 3 カ月以内は低い割合の 7.3%となっており、さらに特例措置としまして、より低い割合の 4.3%となっております。

このたびの改正により、14.6%の割合にも特例が設けられ、特例基準割合に7.3%を加えた割合になります。

また、7.3%についても、特例基準割合に1%を加えた割合となります。

この改正につきましては、平成26年1月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

No.35 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第51号について理事者より提案理由の説明を求めます。

浅田高齢者福祉課長。

No.36 ○高齢者福祉課長(浅田利一君)

それでは、議案第51号 豊明市介護保険条例の一部改正についてご説明いたします。

豊明市介護保険条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものであります。

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い必要があるからでございます。

先ほどの議案第50号 豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部改正と同じ内容でございます。改正内容のご説明をいたしますので、1ページおめくりください。

この改正は、地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の見直しがされたため、豊明市介護保険条例の附則第6条を一部改正し、保険料の延滞金の割合を引き下げるものでございます。

現行の延滞金の割合は、年14.6%となっておりまして、納期後3カ月以内は、早期納付を促す観点から、7.3%の割合を特例措置により4.3%の割合となっております。

今回の改正では、14.6%の割合にも特例を設け、特例基準割合に7.3%を加えた割合とし、7.3%については特例基準に1%を加えた割合にするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

No.37 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第52号について理事者より提案理由の説明を求めます。

堀田都市計画課長。

No.38 ○都市計画課長(堀田 彰君)

それでは、議案第52号 豊明市農村集落家庭排水施設事業受益者分担に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、地方税法の一部改正に伴い必要があるからでございます。

今回の改正点は、2点でございます。

1点目が、地方税法の一部改正によりまして、農村集落家庭排水施設事業受益者負担金に係る延滞金の割合の改正であります。

2点目が、延滞金の確定金額の端数計算の見直しでございます。

それでは、内容を説明いたしますので、次のページをごらんください。

上から3行目の第8条第3項は、延滞金の確定金額について端数処理を規定しています。この端数処理の方法を、地方税法の規定に合わせるための改正をするものです。

続きまして、附則を附則第1項として、附則に第2項が加わります。

第2項は、延滞金の割合の特例です。

当分の間の措置として、延滞金の利率が年14.6%の場合は特例基準割合に年7.3%を加算した割合に、年7.3%の割合は特例基準割合に年1%を加算した割合に、それぞれ引き下げるものでございます。

附則1として、この条例は平成26年1月1日から施行するものでございます。

附則2は、経過措置であります。改正後の延滞金に係る規定は、平成26年1月1日以降の期間に対応するものについて適用し、同月前の期間に対応するものについては、なお従前の例によります。

以上で提案理由の説明を終わります。

No.39 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第53号について理事者より提案理由の説明を求めます。

堀田都市計画課長。

No.40 ○都市計画課長(堀田 彰君)

それでは、議案第53号 豊明市公共下水道事業区域外流入受益者分担に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、地方税法の一部改正に伴い必要があるからでございます。

地方税法の一部改正によりましては、公共下水道事業区域外流入受益者分担金に係る延滞金の割合を改正するものでございます。

それでは、内容を説明しますので、次のページをごらんください。

上から3行目です。附則を附則第1項として、附則に第2項を加えます。

この第2項は、延滞金の割合の特例です。

当分の間の措置として、延滞金の利率が年14.6%の場合は、特例基準割合に年7.3%を加算した割合に、年7.3%の場合は、特例基準割合に年1%を加算した割合に、それぞれ引き下げるものでございます。

附則1として、この条例は平成 26 年1月1日から施行するものでございます。

附則2は、経過措置であります。改正後の延滞金に係る規定は、平成 26 年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同月前の期間に対応するものについては、なお従前の例によります。

以上で提案理由の説明を終わります。

No.41 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第 54 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

成田消防長。

No.42 ○消防長(成田泰彦君)

議案第 54 号についてご説明いたします。

豊明市火災予防条例の一部改正についてでございます。

この案を提出いたしますのは、消防法施行令の一部改正に伴い必要があるからでございます。

内容をご説明いたしますので、次のページをごらんください。

条文中、上から3行目の第 29 条の4第4項は、住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準を定めたものでございます。

公益法人事業仕分けにおきまして、検定事業の見直しを指摘されまして、品目の見直しが実施されました。その結果、消防用ホース、結合金具等が検定対象機械器具から削除され、消防法施行令の一部改正が行われました。

よりまして、施行令を引用しています豊明市火災予防条例の改正も必要となり、今回、ここに提出いたしますものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年4月1日から施行となります。

以上で説明を終わります。

No.43 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第 55 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

伏屋行政経営部長。

No.44 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、議案第 55 号 平成 25 年度豊明市一般会計補正予算書(第3号)についてご説明をいたします。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,990 万 6,000 円を追加いたしまして、歳入歳

出予算の総額をそれぞれ 179 億 2,433 万 9,000 円とするものでございます。

それでは、歳出よりご説明をいたしますので、9ページ、10ページをお開きください。

まず1款 議会費、1項1目 議会費の事務局事業は、12節 役務費、筆耕翻訳料 58万5,000円の増額でございます。

特別委員会等の開催による当初よりの不足額の補正でございまして、時間数といたしましては、19.5時間分の補正となっております。

続いて、2款 総務費、1項11目 市民活動推進費の市民活動推進事業の賃金 41万8,000円でございます。

現在、正職員の病休1名に加え、9月より産休取得職員が1名生じるため、その事務を補うために、10月1日から年度末まで臨時職員を1名雇用するものでございます。

同じく2款 総務費の2項2目、徴収費の徴収計算事業 82万2,000円は、税制改正に伴います延滞金見直しによる電算システム改修委託料でございます。

続きまして、3款 民生費に入りますので、次ページをお開きいただきたいと思えます。

3款 民生費、1項2目、老人福祉費の介護保険特別会計繰出事業の繰出金 37万6,000円でございます。

内訳といたしまして、事業費繰出金 27万3,000円は、税制改正に伴います延滞金見直しによる電算システム改修委託料の繰り出しでございます。

また、地域支援事業繰出金 10万3,000円は、社会福祉協議会から派遣されております介護保険のケアマネジメント支援に携わる職員人件費が、職員の異動により変更となったための繰り出しでございます。

続いて3目、心身障害者福祉費、心身障害者事務事業の障害者福祉事務の賃金 54万4,000円は、社会福祉法人の監査業務、民生児童委員改選事務、日赤社員台帳データ入力等の業務量の増大に伴いまして、10月から臨時職員を雇用するものでございます。

続いて5目、後期高齢者医療費の後期高齢者医療事業の繰出金 75万6,000円は、税制改正に伴います延滞金見直しによる電算関係システム改修委託料の繰り出しでございます。

その下段、2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費、児童福祉事務事業の扶助費、心身障がい児通所・居宅サービス事業費の 2,324万円は、通所施設の増加などにより利用頻度が増したことによる補正でございます。

ページをおはねください。

6款 農林水産業費、1項2目 農業総務費の農業総務事務事業の賃金 49万8,000円でございます。

正職員の産休によりまして臨時職員を充てるものであり、菜園利用者の意向調査、水稻生産実施計画書作成補助、改善センターで実施する各種講座の補助等に従事をいたします。

続きまして、教育費に入ります。

10 款 教育費、1項2目 事務局費、事務局事務事業の補助業務の賃金 42 万 4,000 円は、学校施設整備に係る営繕・修繕工事等が、施設の老朽化が著しく、件数が増加したため、現場確認、打ち合わせ等で通常の事務等に支障が生じております。これを緩和するために、10 月1日から年度末まで臨時職員1名を雇用するものでございます。

続いて2項2目、教育振興費、小学校教育振興事業の理科備品購入費の 170 万円の補正でございます。

このたび、文科省の理科備品の追加要望の説明会が6月 26 日に開催をされました。本市におきましては、理科教育のさらなる向上のため、増額補正をお願いするものでございます。補助率は2分の1でございます。

ページをおめくりください。

3項2目 教育振興費、中学校教育振興事業の理科備品購入費の 90 万円の増額補正でございます。

これも、小学校の理科備品と同様、理科教育のさらなる向上のため、増額補正をするものでございます。補助率は同じく2分の1でございます。

同じく10 款 教育費、4項8目 青少年対策費、青少年対策事業でございます。

15 節 営繕工事費 310 万 5,000 円の増額は、沓掛小学校放課後子ども教室の 10 月からの開設に伴います空調工事の施行 190 万 8,000 円と、同放課後教室と他の教室との仕切りシャッターを設置する工事費 119 万 7,000 円の、合計 310 万 5,000 円でございます。

続いて、18 節の 40 万円の減額は、沓掛小学校の放課後子ども教室の開設に当たり、管理上、間仕切りパーテーションを予定しておりましたが、先ほど工事費で説明しましたとおり、シャッターを設置いたしますので、不要となったものでございます。

5項 保健体育費、2目の体育施設整備事業の工事請負費 2,693 万 8,000 円は、アリーナの照明更新工事費の補正でございます。

補正理由としては、本事業であるLEDの照明の設置工事につきまして、昨年、再生可能エネルギー等導入推進機器事業に計画書を提出し、補助金の採択を目指しておりました。このたびは残念ながら不採択となりましたが、現況照明の老朽化とLEDライトの耐久性、節電等を考慮して、市の単独事業で施行をいたします。

続いて、歳入の説明をいたしますので、5ページ、6ページをお開きください。

13 款 国庫支出金、1項1目 民生費国庫負担金、障害児施設措置費国庫負担金 1,162 万円の増額は、歳出、心身障がい児通所・居宅サービス事業費の 2,324 万円の2分の1でございます。

2項 国庫補助金、6目の理科費等補助金の 130 万円は、歳出、小学校理科備品増額分 170 万円の2分の1の 85 万円、中学校の増額分 90 万円の2分の1の 45 万円の、合計 130 万円でございます。

14 款 県支出金、1項1目 民生費県負担金、障害児施設措置費県費負担金 581 万円の増額は、歳出、心身障がい児通所・居宅サービス事業費の 2,324 万円の4分の1でござ

います。

18款 繰越金、1項1目 繰越金、前年度繰越金 2,097万6,000円は、9月の補正の総額 5,990万6,000円から補正歳入の国庫及び県支出金等を差し引いた残りの 2,097万6,000円を予算化するものでございます。

20款 市債、1項2目 教育債、福祉体育館改修事業は、福祉体育館アリーナの照明更新工事費 2,693万8,000円の充当率 75%で、10万円以下切り捨ての 2,020万円でございます。

以上、歳入事項別明細書の説明を終わり、続きまして4ページをお開きください。

上段第2表 債務負担行為の説明をいたします。

都市計画道路大根若王子線の間米町地内 174平方メートルの用地先行取得について、8月12日の豊明市土地開発公社理事会にて、平成25年度の事業計画の変更及び収支補正予算が承認されたことによる債務負担行為の設定でございます。

同ページ下段、第3表 地方債補正の説明をいたします。

当初予算計上でございます福祉体育館耐震工事の記載2億9,170万円に、先ほど説明をいたしました福祉体育館アリーナの照明更新工事の起債額 2,020万円を加えた3億1,190万円となります。

以上で説明を終わります。

No.45 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第56号について理事者より提案理由の説明を求めます。

浅田高齢者福祉課長。

No.46 ○高齢者福祉課長(浅田利一君)

それでは、議案第56号 平成25年度豊明市介護保険特別会計補正予算書(第1号)についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 143万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35億9,803万6,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

1款1項1目 一般管理費を 27万3,000円増額いたしまして、1億765万9,000円とするものでございます。

これは、説明欄にありますように、電算関係委託料を増額するもので、延滞金の改正に伴うシステムを改修するものでございます。

次に、下段の3款2項4目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費を 116万3,000

円の増額しまして、718万5,000円とするものでございます。

この増額の内訳は、愛知県から全額委託を受けて行います地域リーダー養成事業費と、地域包括支援センター派遣の負担金に係る費用でございます。

まず、地域リーダー養成事業費としては、説明欄にありますように、研修プログラム策定委員会の報酬22万5,000円ですが、医師、歯科医師、薬剤師、在宅医療関係者などの方を策定委員として選任し、その委員会3回分の報酬でございます。

次に、その下段の講師等謝礼30万円は、地域リーダー養成の講座6講座を3回行う講師2人分の講師謝礼でございます。

その下段の消耗品6万2,000円、印刷製本費1万円は、研修テキストの購入と講座開催等のチラシを作成するもので、その下の通信運搬費4万円は、講座案内やアンケートなどの郵送料でございます。

以上合計としまして63万7,000円が地域リーダー養成事業費でございます。

次の一番下の地域包括支援センター派遣負担金52万6,000円は、社会福祉法人豊明市社会福祉協議会から職員派遣に係る負担金で、職員が確定したことによる増額補正するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、4ページ、5ページをお開きください。

上段の3款2項3目 地域支援事業交付金20万7,000円、その下段の5款3項2目 地域支援事業交付金10万3,000円の現年度分地域支援事業交付金と、次の6ページ、7ページ上段にあります7款1項3目 地域支援事業繰入金10万3,000円の現年度分地域支援事業繰入金及びその下段にあります8款1項1目 繰越金11万3,000円は、歳出でご説明しました地域包括支援センター派遣負担金の52万6,000円分に対応する国・県などの歳入分でございます。

なお、負担割合はそれぞれ各公費による負担割合となっております。

次に、4ページ、5ページにお戻りください。

下段の5款4項1目 在宅医療人材育成事業委託費63万7,000円は、歳出でご説明しました地域リーダー養成事業に係る愛知県からの委託費でございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開きください。

上段の7款1項4目 その他一般会計繰入金の27万3,000円は、歳出で説明しました電算関係委託料に充てるため繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わります。

No.47 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第57号について理事者より提案理由の説明を求めます。

加藤保険医療課長。

No.48 ○保険医療課長(加藤賢司君)

それでは、議案第 57 号 平成 25 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算書(第 1号)につきましてご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 75 万 6,000 円を追加しまして、歳入歳出それぞれ 7 億 2,185 万 6,000 円とするものであります。

歳出からご説明をいたしますので、6ページ、7ページをごらんください。

1款2項1目 徴収費の徴収事業の電算関係委託料 75 万 6,000 円の増額は、地方税法の一部改正によりまして、後期高齢者医療の保険料の延滞金の割合が変更になることにより、延滞金を計算するための電算システムを改修する費用であります。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、4ページ、5ページをごらんください。

2款1項1目 事務費繰入金、説明欄の事務費繰入金 75 万 6,000 円の増額は、歳出でご説明をしました電算関係委託料の財源として、一般会計より繰り入れるものであります。

以上で説明を終わります。

No.49 ○議長(伊藤 清議員)

以上で日程5を終わります。

この際、お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、請願第1号が提出されましたので、直ちに日程に追加し議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.50 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、請願第1号を直ちに日程に追加し議題といたします。

事務局長をして、請願文書表を朗読させます。

浜島議会事務局長。

No.51 ○議会事務局長(浜島吉孝君)

平成 25 年9月定例会議会請願文書表。

平成 25 年8月 27 日

受 理 番 号 1

受理年月日 平成 25 年8月 20 日

件 名 国に対し「現段階での消費税の増税は中止することを求める意見書」の提出を求める請願

請 願 者 名古屋市南区又兵衛町4-24

名古屋南民主商工会

代表者 会長 板平 勇

請願の要旨 国に対し「現段階での消費税の増税は中止することを求める意見書」の提出をしてください

紹介議員 前山美恵子議員

以上です。

No.52 ○議長(伊藤 清議員)

請願第1号の趣旨を、紹介議員の前山美恵子議員より、登壇にて説明願います。

No.53 ○19番(前山美恵子議員)

では、請願、国に対し「現段階での消費税の増税は中止することを求める意見書」の提出を求める請願について、紹介議員より趣旨説明を申し上げます。

この請願団体は、中小零細企業の集まりである南民主商工会からであります。

昨年、消費税増税法が成立をし、来年4月から8%に、再来年10月から10%にする計画になっております。

ただし、その前提条件は、経済状況の好転となっております。確かに4月から6月までの国内総生産(GDP)では、プラス成長になってはいますが、設備投資も住宅投資もマイナスであり、特に設備投資は、6期連続の減少です。

それは、企業の多くが生産を増やそうという気になっていないこと、それは働いている人の賃金が上がっていないことから、購買力が弱いと見ているからであります。

そもそも日本経済は、アベノミスクの影響で、ガソリンや輸入原材料が高騰し、物価も高騰をして家計を直撃し始めています。

そういう中での消費税増税の計画であります。

請願の趣旨にも記載されていますように、消費税は低所得者ほど所得に対する負担率が高く、不公平な税であります。これが実施をされると、低所得者はもとより、国民の購買力はさらに落ち込み、中小業者の廃業を招くことにもなり、日本経済に大きな打撃を与えることは必至であります。

これが国や地方への税収に影響を及ぼしてきます。

これは、1997年の橋本内閣のときに、消費税増税で9兆円の負担増となり、日本経済を失速させた経験が、そのことを物語っています。

今回は13.5兆円ですが、それに加えて、安倍内閣が社会保障制度改革を計画しており、それを加えると20兆円以上にもなります。この数字が家計と経済にどれほどの打撃を与えるのかはわかり知れません。

以上のことから見て、安倍首相の経済ブレーンの浜田エール大学教授や本田内閣官房

参与は、「デフレからの脱却が明確でない状況で、増税すべきではない。増税見送りを」と発言をしています。

このことを踏まえ、今、計画されている消費税増税は中止すべきであるとするのが理にかなっていると、豊明市議会からその意見書を提出していただきたいとお願いをするものであります。

よって、この請願に賛同していただくようお願いをいたしまして、趣旨説明とさせていただきます。

No.54 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

豊明市議会会議規則第 141 条第 1 項の規定により、請願第 1 号を総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。ただいま付託いたしました請願 1 件については、豊明市議会会議規則第 44 条第 1 項の規定により、9 月 26 日までを審査期限といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.55 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま付託いたしました請願 1 件については、9 月 26 日までを審査期限といたします。

以上で本日の日程は終了しました。

次回は 9 月 2 日午前 10 時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時22分散会

